〇財務省告示第百十七号

号) 基 作 づ 成 関 き、 \mathcal{O} す 税 __ る 法 部 同 玉 施 を 号 税 行 次 = 関 規 に \mathcal{O} 則 係 ょ 規 第 帳 う 定 簿 ĺZ す 条 書 改 る 類 \mathcal{O} 正 財 兀 \mathcal{O} し、 務 保 大 第 存 令 臣 方 八 和 が 法 条 匹 定 等 年 第 \Diamond \mathcal{O} る 特 + 月 ところ 条 例 に 及 日 関 び を か す 第 5 定 る 十 適 \Diamond 法 用す る 条 律 件 に 施 る。 行 お 亚 規 1 成 7 則 + 第 準 七 三 用 す 年 条 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 第 る 月 電 五. 財 項 子 務 第 計 省 六 算 告 号 機 を = 示 第 使 \mathcal{O} 百 規 用 定 L に 7

令和三年四月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

規 傍 線 定 次 を \mathcal{O} \mathcal{O} 付 傍 表 線 に た を ょ り、 規 付 定 L た 改 以 部 正 下 分 前 欄 \mathcal{O} \neg 対 ょ に 象 う 撂 規 げ に 定 る 改 _ \otimes 規 と 定 1 改 \mathcal{O} う。 傍 正 前 線 欄 を は 付 及 び L た 改 改 正 部 正 後 分 後 をこ 欄 欄 に に 掲 対 れ げ 応 に る 順 L 対 7 次 象 掲 対 規 げ 応 定 る す る で そ 改 \mathcal{O} 改 正 標 正 前 記 後 欄 欄 部 に 分 に に 掲 れ げ に 重 る

対

応

す

る

t

 \mathcal{O}

を

撂

げ

て

1

な

7

ŧ

 \mathcal{O}

は

ک

れ

を

加

える。

		-	
臣が定めるところ等を定める件	規定に基づき、同号ニに規定する財務大	関税法施行規則第十条第四項第五号ニの	改 正 後
計算機を使用して作成する国税関係帳簿	十条及び第十一条において準用する電子	関税法施行規則第一条の四、第八条、第	改正前

用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等	標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)
及び第十一条において準用する電子計算機を使	大臣が定めるところは、日本産業規格(産業
別関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条	1 規則第十条第四項第五号ニに規定する財務
る。	
のように定め、平成十七年四月一日から適用す	
同号ニに規定する財務大臣が定めるところを次	
三号)第三条第五項第六号ニの規定に基づき、	
関する法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十	成十七年四月一日から適用する。
- 成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に	務大臣が定めるところ等を次のように定め、平
一条において準用する電子計算機を使用して作	第五号二の規定に基づき、同号ニに規定する財
十五号)第一条の四、第八条、第十条及び第十	十五号。以下「規則」という。)第十条第四項
	関税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五
るところを定める件	
づき、同号ニに規定する財務大臣が定め	
行規則第三条第五項第六号ニの規定に基	
書類の保存方法等の特例に関する法律施	

う。 機 使 きることとす 1 ズ 本 的 A チ 機 構 産 記 で 用 構 \mathcal{O} \mathcal{O} ヤ 文 文 業 す + \mathcal{O} 録 入 \mathcal{O} 以 字 規 字 条 力 規 規 を る 1 下 及 格 及 格 出 L 同 を 格 同 第 び 項 規 ľ び X 力 る 二 六 当 第 則 Ι 六 L 項 兀 六 九 該 に 第 S た 三三三 五 + 五 号 X 規 \bigcirc O 画 テ 三 条 三 六 定 図 义 ス \mathcal{O} 面 第 す 票 電 九 12 形 及 1 三三三 $\dot{\equiv}$ チ 三 を 子 几 る 言 び お に に 認 語 書 計 日 け ヤ 項 準 識 お 算 又 本 又 る \mathcal{O} 面 す 保 け は 12 機 拠 は 産 兀 1 るこ る に 業 玉 お 処 存 玉 \mathcal{O} L 際 係 理 た 際 規 兀 義 相 1 لح ポ 標 る 務 格 対 て シ テ 標 が 者 を 1 潍 サ 電 ス ス 潍 テ で 1 ン 化 日 磁 が \vdash 化 1 す + 出 格 下 大 X 入 は 規 潍 Ι 力 \mathcal{O} 1 す う 六 S 力 特 L る 申 則 同 条 化 臣 告 $\overset{\text{\tiny }}{\overset{\text{\tiny }}{\smile}}$ 九 第 同 る 第 法 が O L 例 三 当 者 六 定 納 义 た 項 に \equiv 第 条 五. 項 昭 形 該 及 税 8 第 関 画 三 び 第 X に 方 る す 言 12 テ 面 和 とこ 六 語 号 貨 式 規 条 る お ス 五. 及 物 三 九 け が 項 定 + 第 法 } \mathcal{O} 又 び 三三三 ろ に す は る 書 チ 電 を 適 \mathcal{O} 兀 五 律 業 準 る 施 子 用 玉 兀 Y 特 年 は 項 面 際 計 と さ 例 又 第 行 \mathcal{O} 12 拠 日 法 標 L 輸 六 規 1 算 は 本 律 相 お れ L 日 7 号 潍 機 る 入 第 本 則 対 12 た 玉 産 1 者 業 輸 貨 際 化 サ 係 処 テ 産 = て 百 出 物 標 以 機 ス 規 1 る 理 八 業 に 下 構 ズ 雷 シ す を 特 潍 格 + 規 規 卜 日 る 業 定 化 定 チ 五. \mathcal{O} \mathcal{O} 本 磁 を 格 ス 者 号) 規 文 テ 輸 す 規 産 的 と 機 1 t う。 字 構 則 格 業 記 が] 産 る A 出 で 使 者 業 第 及 規 録 て \vdash \mathcal{O} 財 てバ 格 ∇ 以 標 لح を 入 用 を 規 務

六

五.

<u>=</u> |

三に

お

け

る

兀

ポ

1

ン

1

 \mathcal{O}

文

字

及

び

兀

注	備	⇒ ∠1	7 I	rı I	2	
記である。	考 表中の []の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は	務大臣が定めるところについて準用する。	する規則第十条第四項第五号ニに規定する財	八条第一項及び第十一条第一項において準用	前項の規定は、規則第一条の四第一項、第[項を加える。]	○図票を認識することができることとする。